

# 医療法人の分割と労働契約承継法について

- 株式会社や合同会社の分割については、労働者保護の観点から、労働契約及び労働協約の承継に関する特例等を内容とする労働契約承継法が定められているが、医療法人の分割制度の導入への対応を考えるに当たっては、株式会社や合同会社との違いを検証することが必要。

(第1回組織の変動に伴う労働関係に関する研究会資料2抜粋)

### 労働契約承継法の趣旨

- 会社分割制度(\*対象は株式会社と合同会社)では、分割会社と承継会社等(\*1)が締結又は作成した分割契約等(\*2)の定めに従って、分割会社の権利義務が承継会社等に包括的に承継されるが、労働契約について労働者の意思と無関係に承継されると、労働者に与える影響が大きい。
- 労働契約承継法は、労働者保護の観点から、会社分割時の労働契約の承継等についての会社法の特例等を定めるために制定(商法における会社分割制度の導入に併せて平成13年4月に施行)。

(\*1) 承継会社等 …… 吸収分割における「承継会社」及び新設分割における「設立会社」

(\*2) 分割契約等 …… 吸収分割における「分割契約」及び新設分割における「分割計画」

### 労働契約承継法の内容

- 労働契約承継法では、会社分割に当たっての、
  - (1) 労働契約の承継についての会社法の特例
  - (2) 労働協約の承継についての会社法の特例
  - (3) 労働者及び労働組合への通知
  - (4) 労働者の理解と協力を得る手続について定められている。
- また、承継法第8条に基づいて、関係指針(\*)が制定されており、分割会社及び承継会社等が講ずべき労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めている。

(\*) 正式名称は、「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針(平成12年労働省告示第127号)」

- 株式会社の分割(株主総会の承認を要する場合)、合同会社の分割、及び現在検討中の医療法人の分割における、主な手続を比較すると以下の通り。

※下記の医療法の具体的な規定はいずれも検討中のもの。

	株式会社(会社法) ※株主総会の承認を要する場合	合同会社(会社法)	医療法人(医療法)
分割契約 分割計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]分割契約の締結(757)</li> <li>○[新設]分割計画の作成 (762①・②)</li> <li>○分割契約等の本店備置き ([吸収]782①Ⅱ,794①)([新設]803①Ⅱ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]分割契約の締結(757)</li> <li>○[新設]分割計画の作成 (762①・②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]分割契約の締結</li> <li>○[新設]分割計画の作成</li> </ul>
株主総会 総社員の同意 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株主総会招集通知(299①)</li> <li>○株主総会による分割契約等の承認 ([吸収]783①,795①)([新設]804①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総社員の同意 ([吸収]793①、[新設]813①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[社団]総社員の同意</li> <li>○[財団]理事の2/3以上の同意</li> </ul>
行政庁の認可			<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県知事の認可</li> </ul>
株主保護手続 債権者保護手続 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株式買取請求・通知・公告 ([吸収]785①・③・④,797①・③・④)([新設]806①・③・④)</li> <li>○新株予約権買取請求・通知・公告 ([吸収]787①Ⅱ・③Ⅱ・④)([新設]808①Ⅱ・③Ⅱ・④)</li> <li>○債権者異議申述・公告・催告 ([吸収]789①Ⅱ・②,799①Ⅱ・②)([新設]810①Ⅱ・②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○債権者異議申述・公告・催告 ([吸収]793②、789①Ⅱ・②,799①Ⅱ・②) ([新設]813②、810①Ⅱ・②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○債権者異議申述・公告・催告 等</li> </ul>
効力発生 登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]効力発生(759①) 登記(923)</li> <li>○[新設]登記(=効力発生) (924①ⅠⅢ・②ⅠⅢ(49,764①))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]効力発生(761①) 登記(923)</li> <li>○[新設]登記(=効力発生) (924①ⅡⅢ・②ⅡⅢ(579,766①))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[吸収]効力発生 登記</li> <li>○[新設]登記(=効力発生)</li> </ul>

承継法・平成12年商法等改正法	会社法
○労働者の理解と協力を得るための協議(承継法7) ・平成12年商法等改正法附則5①の協議までに開始することが望ましい (指針第2の4(2)二)	(○分割契約等の準備)
○労働契約の承継に関する労働者との協議(平成12年商法等改正法附則5①) ・分割契約等の通知期限日(株主総会日の2週間前の日の前日)までに協議 ・十分な協議ができる時間的余裕をみて開始するのが望ましい (指針第2の4(1)ホ)	
○労働協約中の分割契約等に定める部分の労使合意(承継法6②) ・分割契約締結前又は分割計画作成前の合意が望ましい(指針第2の3(1)イ)	
○労働者への通知(承継法2①) ○労働組合への通知(承継法2②) ・通知期限日までに通知 ・分割契約等の本店備置開始日又は分割契約等承認株主総会の招集通知日を通知日より早くする場合は、それらの日と同じ日に通知することが望ましい(指針第2の1(1))	○[吸収]分割契約の締結(757) ○[新設]分割計画の作成(762①・②) ○分割契約等の本店備置き([吸収]782①Ⅱ,794①)([新設]803①Ⅱ) ・分割契約等の備置開始日から効力発生日後6か月を経過する日まで本店に備置き
○労働契約の承継等について労働者の異議申出(承継法4①,5①) ・通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも13日間を置く ・通知期限日の翌日から承認株主総会の日の前日までの期間の範囲内で分割会社が定める日	○株主総会招集通知(299①) ・株主総会の日を2週間前までに通知 ○[吸収]株式買取請求・通知・公告(785①・③・④,797①・③・④) ○[吸収]新株予約権買取請求・通知・公告(787①Ⅱ・③Ⅱ・④) ○[吸収]債権者異議申述・公告・催告(789①Ⅱ・②,799①Ⅱ・②)
	○株主総会による分割契約等の承認([吸収]783①,795①)([新設]804①) ○[新設]株式買取請求・通知・公告(806①・③・④) ○[新設]新株予約権買取請求・通知・公告(808①Ⅱ・③Ⅱ・④) ○[新設]債権者異議申述・公告・催告(810①Ⅱ・②)
	○[吸収]効力発生(759①) ○[新設]登記(=効力発生)(924①ⅠⅢ・②ⅠⅢ(49,764①))
	○[吸収]登記(923)

※下線は合同会社との違い

承継法・平成12年商法等改正法	会社法
<p>○労働者の理解と協力を得るための協議(承継法7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年商法等改正法附則5①の協議までに開始することが望ましい (指針第2の4(2)ニ)</li> </ul>	
<p>○労働契約の承継に関する労働者との協議(平成12年商法等改正法附則5①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割契約等の通知期限日(契約締結日または計画作成日から起算して2週間を経過する日)までに協議</li> <li>・十分な協議ができる時間的余裕をみて開始するのが望ましい (指針第2の4(1)ホ)</li> </ul>	(○分割契約等の準備)
<p>○労働協約中の分割契約等に定める部分の労使合意(承継法6②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割契約締結前又は分割計画作成前の合意が望ましい(指針第2の3(1)イ)</li> </ul>	
<p>○労働者への通知(承継法2①)</p> <p>○労働組合への通知(承継法2②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知期限日までに通知</li> <li>・債権者の全部又は一部が会社分割について異議を述べる<u>ことができる場合は、当該分割会社が、会社法に掲げられた事項を官報に公告し、又は知られている債権者に催告する日に通知することが望ましい</u>(指針第2の1(1))</li> </ul>	<p>○[吸収]分割契約の締結(757)</p> <p>○[新設]分割計画の作成(762①・②)</p> <p>○債権者異議申述・公告・催告 ([吸収]793②、789①Ⅱ・②、799①Ⅱ・②)([新設]813②、810①Ⅱ・②)</p>
<p>○労働契約の承継等について労働者の異議申出(承継法4①、5①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも13日間を置く</li> <li>・吸収分割契約又は新設分割計画に係る分割の効力が生ずる日の前日までの日で分割会社が定める日</li> </ul>	
	<p>○総社員の同意([吸収]793①、[新設]813①)</p>
	<p>○[吸収]効力発生(761①)</p> <p>○[新設]登記(=効力発生)(924①ⅡⅢ・②ⅡⅢ(579,766①))</p>
	<p>○[吸収]登記(923)</p>